

(別紙)

公正証書について

公正証書は、法律の専門家である公証人が作成する公文書のことです。公文書は、高い証明力があります。例として、金銭貸借契約で強制執行の条項を規定していた場合で、債務者（借りた方）が債権者（貸した方）に支払いをしなかったときには裁判所の判決などを待たずにただちに強制執行手続きに移ることができるものです。

公正証書には、遺言公正証書、離婚に伴う慰謝料、養育費の支払いに関する公正証書、任意後見や金銭貸借など各種契約に関する公正証書があります。

公証人は多年裁判官、検察官、法務局長などの法律の専門家の中から法務大臣によって任命される公務員です。

公正証書等を作成した場合には、規定の手数料がかかりますが公証人に対する相談は無料です。詳しいことについては、直接公証役場へお問い合わせください。

Q&A

Q 公証制度って何ですか？

A 不動産売買などの大切な契約書や遺言書などにつき、公証人が公文書である公正証書を作成し、トラブル防止を図る制度です。公証人は、裁判官や検察官などを長年務めた法律実務経験者の中から法務大臣が任命した公務員です。

Q 公正証書の利点は何ですか？

A 公証人が公正証書を作成するときには、その内容が法規にかなっているか等について、いろいろ助言し、関係者が十分に納得したものとなります。その上、これは大変重要なことですが、金銭の支払契約で強制執行の条項を付けておけば、相手が支払いの約束に違反した場合、裁判をしなくても、その公正証書で相手の財産に対して強制執行ができます。

Q 公正証書は、どこで作成したら良いのですか？

A 公正証書は、公証役場で作成します。公証役場は、公証人が公正証書の作成、定款や一般私文書の認証、確定日付の付与などの事務を行うところです。

Q どんなことが公正証書に多く利用されますか？

A 賃貸・示談・離婚時の養育費・任意後見などいろいろな契約における約束ごとを書面にする場合や遺言を作成する際に公正証書は利用されます。

Q 遺言を公正証書にしておく利点は何ですか？

A ① 遺言を作成する際に、専門的立場から法律的に有効な遺言であることが確かめられます。その原本は、無料で公証役場が保管していますから、無くなったり偽造されたりすることはありません。

② 遺言者が死亡したとき、家庭裁判所で※検認の手続きをとる必要はありませんから、その公正証書で直ちに不動産登記などの手続きができます。

Q 公正証書の作成を頼むときに必要なものは？

A 公正証書を作る場合には、公正役場へ出頭した人が本人である証明が必要です。個人の場合は、官公署発行の顔写真付身分証明書（運転免許証等）又は、印鑑証明書・実印など、法人の場合は法人登記の登記事項証明書、代表者の印鑑証明書・代表者印など。代理人の場合は、契約の内容を書いた本人の委任状と委任状に押印した印鑑の印鑑証明書が必要です。

Q 宣誓認証制度とは何ですか？

A 民事訴訟では、当事者または第三者が供述した内容を記載した書面などが証拠として利用されることが少なくありません。そこで、その証拠としての信用性を高めるために、書面の作成者が書面の内容が真実に間違いないことを公証人の面前で宣誓し、これを公証人が認証する制度がありますが、これが宣誓認証制度です。これにより、裁判の進行がより迅速になり、確実な証拠のため当事者の権利も守られます。

※検認 家庭裁判所が遺言書の存在及び内容を認定すること。検認は、遺言書の内容を審査することではない。